

藤沢産利用推進店認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、藤沢産農水産物及びその加工品等を積極的に利用する小売店、飲食店、宿泊施設、移動販売店等を藤沢産利用推進店（以下「利用推進店」という。）として認定し、地産地消推進の取組みを市民に周知することで、藤沢産農水産物等への理解と地産地消の意識向上につなげ、地産地消の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 藤沢産農水産物等 次の各号に掲げる（ア）から（エ）の総称をいう。
 - (ア) 農産物 市内で生産、収穫されたもの
 - (イ) 水産物 市内で水揚げされたもの
 - (ウ) 畜産物 市内で飼育されたもの
 - (エ) 加工品 （ア）から（ウ）で定義する農産物、水産物及び畜産物を原材料として加工されたもの
- (2) 小売店 加工品販売店・製菓店（製パン店を含む）等をいう。
- (3) 飲食店・宿泊施設 ホテル、旅館、割烹、レストラン、居酒屋等をいう。
- (4) 移動販売店 移動販売車で移動販売を行う店をいう。
- (5) 藤沢産利用推進店 店舗（移動販売車を含む）及び宿泊施設を有しており、別表1に定める認定基準により認定された小売店、飲食店、宿泊施設及び移動販売店をいう。

(認定申請)

第3条 新たに利用推進店の認定を受けようとする小売店、飲食店・宿泊施設及び移動販売店（以下「申請者」という。）は、藤沢産利用推進店認定（新規・更新）申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、必要書類を添えて市へ提出するものとする。

2 利用推進店の認定に係る申請の時期は、随時とする。

(認定基準)

第4条 利用推進店の認定基準は、別表1の定めるところとする。

(認定等)

第5条 利用推進店は、市が審査し、認定する。

2 審査員長及び審査員は別表2の定めるところとする。

3 市は、申請者が認定基準を満たすと認めるときは、申請者を利用推進店として認定するものとする。

- 4 前項の規定による認定の期間は、認定日の属する年度の翌年度末までとする。
- 5 市は、認定の可否について、藤沢産利用推進店認定等決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。
- 6 市は、利用推進店として認定した申請者に対して認定証を交付するとともに、販売の促進に係る資材（以下「販売促進資材」という。）を貸与するものとする。

（認定証の掲示及び広報）

第6条 利用推進店は、店内のよく見える場所に認定証を掲示するとともに、藤沢産農水産物等を積極的に利用、PRするものとする。

- 2 市は、関係機関と連携し、利用推進店に関する情報を市ホームページ、広報等の媒体を利用して、広く市民等に周知するものとする。

（更新等）

第7条 認定期間の更新及びランク区分の変更を希望する利用推進店は、認定期間の満了前に申請書に必要書類を添えて市に提出しなければならない。

- 2 市は、申請者が認定基準を満たすと認めるときは、認定期間の更新及びランク区分の変更を認定する。ただし、認定期間の更新及びランク区分の変更の認定期間は、認定日の属する年度末までとする。更新された認定期間を更に更新する場合も、同様とする。
- 3 第5条第2項及び第5項の規定は、第1項の規定による認定期間の更新及びランク区分の変更の申請があった場合において準用する。

（調査）

第8条 市は、利用推進店に対して認定基準を満たしているか随時調査することができる。

（申請の変更）

第9条 利用推進店は、申請時の内容に変更が生じた場合には、速やかに市へ藤沢産利用推進店内容変更届出書（第3号様式）を提出しなければならない。

（認定の辞退）

第10条 利用推進店は、廃業等によりその営業を終了したとき、又は認定を辞退するときは、藤沢産利用推進店認定辞退届出書（第4号様式）により市に届出るとともに、認定証及び販売促進資材を返還しなければならない。

（認定の取消及び停止）

第11条 市は、利用推進店が次の各号のいずれかに該当するときは、認定の取消しを行うことができる。

- (1) 営業を終了したとき。
 - (2) 認定基準に該当しなくなったとき。
 - (3) 認定の辞退の申出があったとき。
 - (4) 認定期間が満了したとき。
 - (5) その他認定を取消すべき重大な事由が生じたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、市は、利用推進店が加工し、又は取り扱う食品等に起因する健康被害（当該健康被害が当該食品等に起因し、又はその疑いがあることが医師により診断されたものに限る。）を確認した場合においては、市が停止の決定を行ってから6月の間認定を停止するものとする。
- 3 市は、前項に規定する健康被害の状況が重大なものであると認めるときは、その状況に応じて、前項の規定により認定を停止した期間を12月を超えない範囲において延長することができる。
- 4 市は、前3項の規定により認定を取消し又は停止したときは、藤沢産利用推進店認定取消（停止）通知書（第5号様式）により、利用推進店に通知するものとする。

（苦情処理）

第12条 利用推進店は、認定内容等に関して苦情があったときは、速やかに自己の責任において必要な措置を講じるとともに、市にその旨を報告するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

改正前の藤沢産利用推進店認定要綱第3条の規定による認定を受けている者は、改正後の藤沢産利用推進店認定要綱第5条の規定による認定を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第11条の規定は、平成31年1月28日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する施行の日以降の期間に係る第7条第2項の規定による認定期間の更新の審査は、市が行うものとする。

別表1（第4条関係）

藤沢産利用推進店認定基準

小売店	共通	(1) 地産地消の推進に協力し、藤沢産農水産物等を積極的に活用、PRし、今後もその取組みを進めていこうとする意欲があること。 (2) 安全・安心に十分配慮した商品等を通年で提供すること。 (3) 藤沢産農水産物等の使用品目数や藤沢産農水産物等を活用した商品を増やそうとする意欲があること。 (4) 利用推進店であることをホームページや広報等で紹介されることを承諾すること。 (5) 市が実施する地産地消関連事業に積極的に協力しようとする事（関連事業例 キャンペーンイベント、チラシ・パンフレット等の設置など）。 (6) 経営者又は経営に事実上参加している者が暴力団員でないこと並びに暴力団員と密接な関係を有していないこと。
	ひとキュン	(1) 藤沢産農水産物等を常時1品目以上販売していること。
	ふたキュン	(1) 藤沢産農水産物等を常時3品目以上、かつ、年間合計10品目以上販売していること。又は、藤沢産農水産物等を常時5割以上販売されていることが客観的に確認できること。 (2) 藤沢産農水産物等を販売又は使用していることが分かりやすく表示されていること。
飲食店・宿泊施設	共通	(1) 地産地消の推進に協力し、藤沢産農水産物等を積極的に活用、PRし、今後もその取組みを進めていこうとする意欲があること。 (2) 安全・安心に十分配慮した料理等を通年で提供すること。 (3) 藤沢産農水産物等の使用品目数や藤沢産農水産物等を活用したメニューを増やそうとする意欲があること。 (4) 利用推進店であることをホームページや広報等で紹介されることを承諾

		<p>すること。</p> <p>(5) 市が実施する地産地消関連事業に積極的に協力しようとする事(関連事業例 キャンペーンイベント、チラシ・パンフレット等の設置など)。</p> <p>(6) 経営者又は経営に事実上参加している者が暴力団員でないこと並びに暴力団員と密接な関係を有していないこと。</p>
	ひとキュン	(1) 藤沢産農水産物等を常時1品目以上使用していること。
	ふたキュン	<p>(1) 藤沢産農水産物等を常時3品目以上、かつ、年間合計10品目以上使用していること。又は、藤沢産農水産物等を常時5割以上使用していることが客観的に確認できること。</p> <p>(2) 藤沢産農水産物等を使用していることをメニュー表示等で分かりやすく表示されていること。</p>
移動販売店	共通	<p>(1) 地産地消の推進に協力し、藤沢産農水産物等を積極的に活用、PRし、今後もその取組みを進めていこうとする意欲があること。</p> <p>(2) 安全・安心に十分配慮した料理等を通年で提供すること。</p> <p>(3) 藤沢産農水産物等の使用品目数や藤沢産農水産物等を活用したメニューを増やそうとする意欲があること。</p> <p>(4) 利用推進店であることをホームページや広報等で紹介されることを承諾すること。</p> <p>(5) 市が実施する地産地消関連事業に積極的に協力しようとする事(関連事業例 キャンペーンイベント、チラシ・パンフレット等の設置など)。</p> <p>(6) 経営者又は経営に事実上参加している者が暴力団員でないこと並びに暴力団員と密接な関係を有していないこと。</p>
	ひとキュン	(1) 藤沢産農水産物等を常時1品目以上使用していること。
	ふたキュン	<p>(1) 藤沢産農水産物等を常時3品目以上かつ、年間合計10品目以上使用していること。又は、藤沢産農水産物等を常時5割以上使用していることが客観的に確認できること。</p> <p>(2) 藤沢産農水産物等を使用していることをメニュー表示等で分かりやすく表示されていること。</p>

※常時とは、認定基準の「小売店」及び「飲食店・宿泊施設」については、年間200日以上のこと。なお、認定基準の「移動販売店」については、100日以上のこと。

※安全・安心に十分配慮したとは、食品衛生法等の関係法令を遵守していることをいう。

別表 2 (第 5 条関係)

役職区分	所属
審査員長	経済部長
審査員	経済部農業水産課長
審査員	経済部産業労働課長
審査員	経済部観光シティプロモーション課長